

対象者と検査実施計画

		期間	対象
検査 1回目	先行検査 (甲状腺の状態を把握)	平成23年10月 ～平成26年3月	震災時福島県にお住まいの 18歳以下の全県民(約37万人)
検査 2回目	本格検査 (先行検査と比較)	平成26年4月 ～平成28年3月	上記「先行検査対象」に、 平成23年4月2日～平成24年4月1日 生まれの方を追加(約38万5,000人)
検査 3回目～		20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに、 継続して検査を実施することを予定	

↓
継続

県民健康管理調査甲状腺検査とは？(福島県立医大放射線医学県民健康管理センター)より作成

放射線の影響があるとは考えにくい時期に現状把握をするということが、長期にわたり健康を見守る上で大変重要であることから、事故直後、2011(平成23)年10月から約2年半をかけて、福島県の子どもたち全員に対し、超音波による甲状腺検査を行いました(先行検査)。

その後、2014(平成26)年度からは、先行検査の対象者全員とともに、2011(平成23)年4月2日から2012(平成24)年4月1日までに生まれた方も対象に加え、2回目の検査となる本格検査を実施しています。

2016(平成28)年度からは、対象者が20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を実施する予定です。ただし、検査間隔については、今後、検討委員会において、さらに議論、検討がなされる見込みです。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・6章 QA31 甲状腺検査については「20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごと」とされています。放射性ヨウ素による内部被ばくの実態が明らかでないことから、「甲状腺検査についてはできるだけ早急に、かつ最低でも1年に1度は実施すべき」ではないでしょうか
成人の検査は必要ありませんか
- ・6章 QA34 同意書兼問診票の提出期限を過ぎて提出した場合でも、検査は受けられますか
- ・6章 QA36 検査を希望しない場合も、同意書兼問診票を提出しなければならないのですか
- ・6章 QA37 学校で受診するようお知らせが届きましたが、親の付き添いは必要でしょうか
- ・6章 QA38 妊婦です。超音波検査でお腹の子に何か悪い影響はありますか
- ・6章 QA39 子供たちが社会人になると、仕事などを休めなくて検査を受けづらくなると思います。検査を受けやすくしてほしいです
- ・6章 QA40 甲状腺検査はいつまでに受診すればいいのでしょうか。受診の期限はありますか
- ・6章 QA52